

# 負担限度額認定 申請上の注意事項

## 1 提出していただく書類

### ア 申請書

「申請書」の記入もれがないかをご確認ください。

※申告内容に疑義がないかをチェックするのは保険者（丹波市）です。

#### 「配偶者に関する事項」

配偶者の課税状況について、丹波市が所得照会を行う場合がありますので、すべて記入されているかをご確認ください。

#### 「預貯金等に関する申告」

本人及び配偶者の預貯金等の資産の額は、自己申告が基本となります。

自己申告額である「申請書に記入した金額」と「通帳等の残高」が不一致のため確認を要すると丹波市が判断した場合、市の担当者から連絡・確認をさせていただきますことがあります。

### イ 預貯金等の資産の額がわかる書類

申請書の「預貯金等に関する申告」欄に記載した金額に間違いがないかを保険者（丹波市）が提出書類をもって確認します。

◎預貯金等の資産の額がわかる書類とは・・・

申請日時点での①「銀行名・支店・口座番号・名義」、②「最終の残高」がわかる部分の写しが必要です。

対象となる資産の種類	必要な書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（3か所） ①口座名義等の記載ページ（通帳表紙の裏面） ②最新の年金の振込が確認できるページ ③口座残高の記載ページ（残高の記帳が最新のもの）  通帳を紛失されている場合、口座名義が確認できるキャッシュカードの写しとATMで発行される「ご利用明細」の写しの添付でも可能です。
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
現金（いわゆるタンス預金）	申請書にその額を記入する。

書類の添付もれ等がないかをご確認ください。

申請書を提出する前に以下の確認をお願いします。

- 必要部分（上記①口座名義等・②口座残高）の写しが添付されているか。  
（必要部分の写しは申請書にホッチキス止めをして、まとめてください。）
- 配偶者「有」の方は、本人に加え配偶者名義の通帳等の写しも添付されているか。

## ウ 同意書

本人及び配偶者が自己申告した預貯金等の額について、保険者（丹波市）が金融機関等に照会することへの同意書（申請書の裏面）の提出が法律で定められています。

（介護保険法施行規則第83条の6第2項）

「同意書」の記入もれがないかをご確認ください

同意書が申請書の裏面となっています。

同意書の記入がない場合は、申請書を受け付けできません。その場合、本市から返送し、記入のうえ、再度提出いただくことになり、認定が遅れる場合もありますので、十分確認してください。

## 2 申請にあたり、ご注意いただきたいケース

### ア 配偶者のいる方

同一世帯か別世帯かに関わらず、配偶者名義の書類の提出も必要となります。

### イ 夫婦ともに軽減を受けようとする方

それぞれの申請書に夫婦2人分の書類を添付してください。

### ウ 預貯金の額が基準を超える方で、負債（借入金・住宅ローンなど）がある方

預貯金額等の額から負債額を差し引いた結果、基準額以下となる場合は軽減が受けられますので、負債金額を申請書に記入のうえ、負債金額がわかる書類（借用証書などの写し）を提出してください。

### エ 本人以外の方が申請する場合

申請書の最下部にある「申請者氏名」等の欄に記入してください。  
裏面の同意書も代筆される場合は、代筆者の欄に記入してください。

### オ 毎年申請される方へ

昨年度に負担限度額の認定を受けており、有効な証をお持ちの方には、毎年6月初旬に更新案内を送付しておりますが、非該当の方へは送付されません。非該当の方が翌年も制度のご利用を希望される場合は、自ら申請書を取得していただき、各支所もしくは介護保険課までご提出ください。